

第 2 期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月19日（木曜日）
午前10時

場所

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

ご来場の株主様へのおみやげのご用意はございません。

日本管財ホールディングス株式会社

証券コード 9347

証券コード 9347
2025 年 6 月 2 日

株 主 各 位

本店 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
本社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

日本管財ホールディングス株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎

第 2 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 2 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第 2 期定時株主総会招集ご通知」及び「第 2 期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nkanzaihd.co.jp/ir/meeting/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「日本管財ホールディングス」または証券コード「9347」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



書面による議決権の行使は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、2025年6月18日（水曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月19日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項 1. 第2期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

【インターネットによる開示について】

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いている一方で、米国の政権交代等の不安定な国際情勢による原材料価格の高騰や為替変動リスクにより、引き続き厳しい経済状況にあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

不動産関連サービス業界におきましては、オフィスや商業ビルの空室率は、都市部を中心に緩やかな低下傾向が見られるものの、原材料価格の高騰、人件費の上昇による取引先企業のコスト削減意識の高まりもあり、今後とも厳しい経営環境が継続すると予想されます。

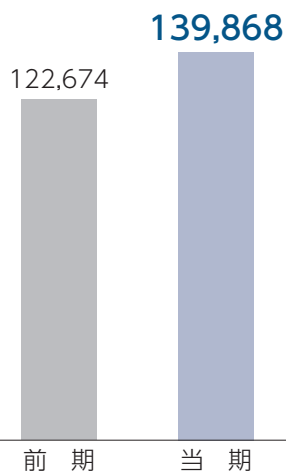
このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズに応えた良質なサービスを継続的に提供するため、先進的な技術と対応力で「最適な建物管理」を追求し続け、建物の資産価値の向上に努めております。また、主力のビル管理業務の一層の強化・向上を図るとともに、PFI事業や公共施設マネジメント事業などの周辺分野にも積極的な展開を図っております。

当連結会計年度につきましては、既存管理案件の契約更改及び工事関連業務の受注が順調に推移したことにより、売上高は1,398億68百万円（前年同期比14.0%増）、営業利益は86億78百万円（前年同期比4.9%増）、経常利益は90億94百万円（前年同期比10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は58億29百万円（前年同期比2.6%増）となりました。

なお、当社グループにおきましては「時代と共に変わらなくてはならないこと」「時代が変わっても変えてはいけないこと」を念頭に「快適をもっと、最適をずっと。」を使命に掲げており、時代や環境の変化に柔軟に適応しながら、お客様に常に良質なサービスを提供することが重要であると考えております。これからも「**不動産に関連する幅広い事業領域展開**」「**ストック型集積を柱とする安定した経営**」「**強固な経営基盤をベースとした持続的な企業成長**」を強みに、グループ各社の機動力と専門性を追求し、グループシナジーによる総合力を発揮することで更なる企業成長を実現してまいります。

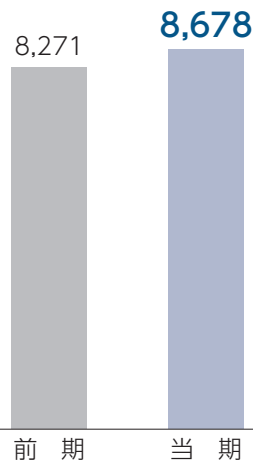
■ 売上高（連結）

（単位：百万円）

前年同期比
+14.0%

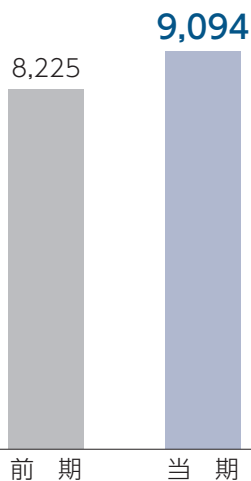
■ 営業利益（連結）

（単位：百万円）

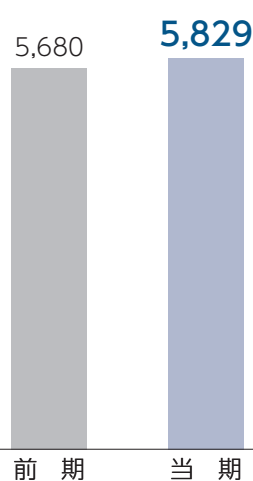
前年同期比
+4.9%

■ 経常利益（連結）

（単位：百万円）

前年同期比
+10.6%

■ 親会社株主に帰属する当期純利益（連結）（単位：百万円）

前年同期比
+2.6%

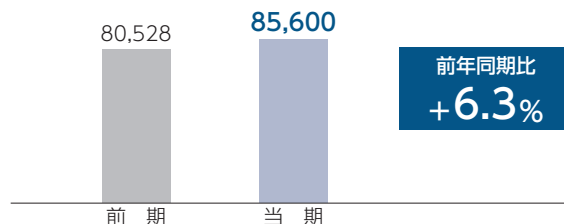
■ 建物管理運営事業

主たる業務であるビル管理業務及び保安警備の建物管理運営事業につきましては、既存管理案件の契約更改及び工事関連業務の受注が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は856億円（前年同期比6.3%増）となりました。

利益面におきましても、料金改定や仕様の見直し及びコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は79億7百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

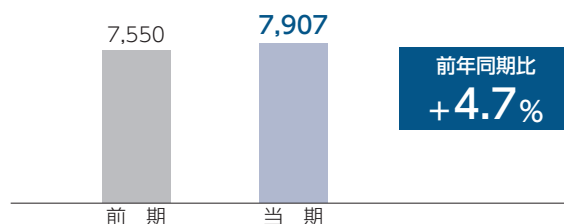
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



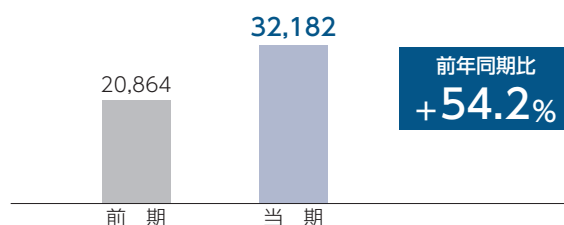
■ 住宅管理運営事業

マンション及び公営住宅の管理を主体とする住宅管理運営事業につきましては、前連結会計年度に連結子会社となったHawaiiiana Holdings Incorporated及び当期より連結子会社となったKeystone Pacific Property Management, LLCの業績が寄与したことにより、当連結会計年度の売上高は321億82百万円（前年同期比54.2%増）となりました。

利益面におきましては、継続的なコスト削減に努めたものの、人件費の上昇により、セグメント利益は13億95百万円（前年同期比6.9%減）となりました。

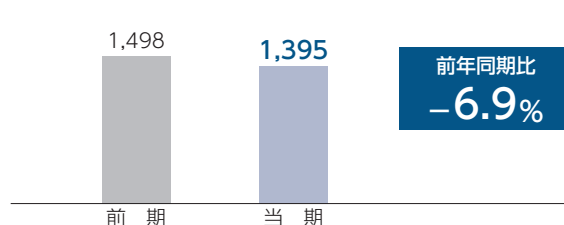
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



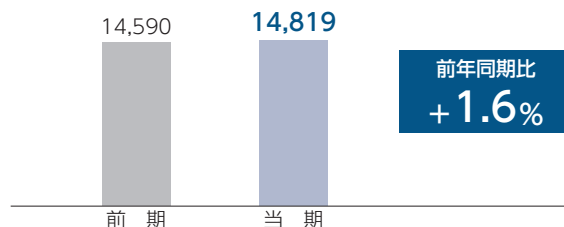
■ 環境施設管理事業

上下水道関連施設等の生活環境全般にかかる公共施設管理を主体とする環境施設管理事業につきましては、既存管理案件の契約更改が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は148億19百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

利益面におきましても、料金改定による原価率の改善に加え、適正な人員配置を中心にコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は20億49百万円（前年同期比10.9%増）となりました。

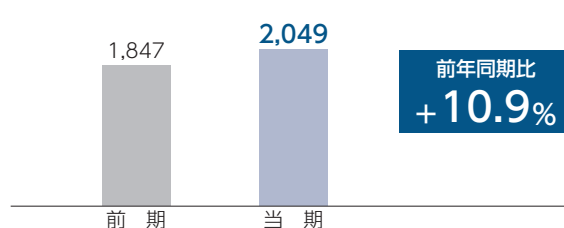
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



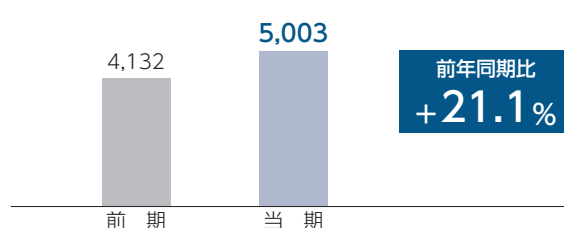
■ 不動産ファンドマネジメント事業

不動産ファンドの組成・資産運用を行うアセットマネジメント及び匿名組合への出資を主体とする不動産ファンドマネジメント事業につきましては、運用資産の売却収入が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は50億3百万円（前年同期比21.1%増）となりました。

利益面におきましても、運用資産の売却や継続的なコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は14億7百万円（前年同期比162.8%増）となりました。

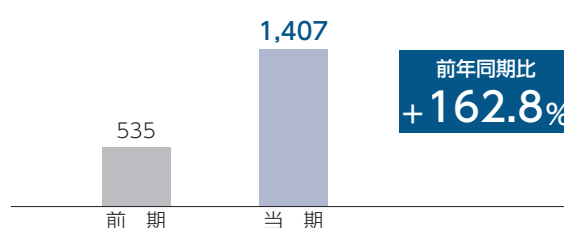
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



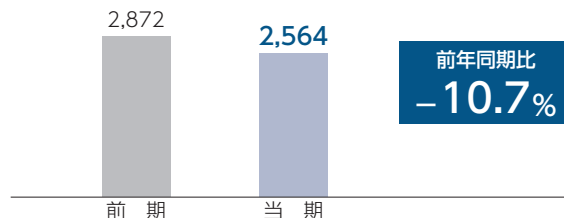
■ その他の事業

イベントの企画・運営、デザイン制作、給与計算業務を主体としたその他の事業は、イベント業務の受託が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は25億64百万円※（前年同期比10.7%減）、セグメント利益は2億5百万円（前年同期比56.1%減）となりました。

※セグメント間の内部売上高を含んでおります。

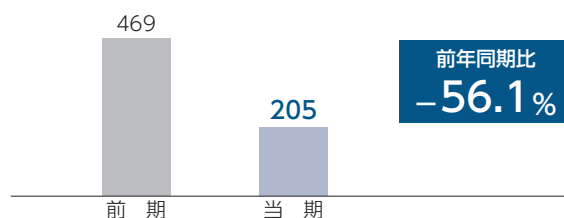
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は39億70百万円であり、主なものはシステム改修、企業ミュージアム及び研修施設の開設等によるものであります。

3. 資金調達の状況

連結子会社である匿名組合が借入れを行っていることに伴い、これらの匿名組合のノンリコースローンが連結貸借対照表に計上されております。ノンリコースローンは、債務履行の責任財産を不動産ファンドの販売用不動産からのキャッシュフローのみに限定し、その他の財産への債務履行請求を行わない借入であります。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の政権交代後の関税等の対外施策、各国での紛争等の不安定な国際情勢による原材料価格の高騰及び為替変動リスクにより、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループでは、サービス品質の継続的な改善に努めるとともに、付加価値の高い提案を積極的に行うことで、お客様満足度と収益性の向上を目指しております。加えて、人材不足解消に向けた賃上げについても引き続き注力いたします。

また、企画提案力を主軸とした事業展開を進め、PPP分野での成長を図るほか、国内外問わず関連業務のM&Aを積極的に推進いたします。さらに、IT技術等を活用した業務のデジタル化にも引き続き力を入れ、効率化と付加価値向上を目指して取り組んでまいります。

次期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業績につきましては、連結売上高1,480億円(前期比5.8%増)、連結営業利益87億円(前期比0.2%増)、連結経常利益93億円(前期比2.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益61億円(前期比4.6%増)を見込んでおります。

5. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第57期(注)	第58期(注)	第 1 期	第 2 期
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		103,737	113,045	122,674	139,868
営 業 利 益 (百万円)		7,500	8,341	8,271	8,678
経 常 利 益 (百万円)		8,276	8,662	8,225	9,094
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,177	5,658	5,680	5,829
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		165.24	151.37	151.95	157.62
総 資 産 (百万円)		82,141	87,175	92,645	100,803
純 資 産 (百万円)		61,652	65,479	69,152	70,038
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		1,614.97	1,721.13	1,822.54	1,836.01

(注) 当社は2023年4月3日設立のため、参考として、日本管財株式会社の第57期及び第58期の連結会計年度における数字を記載しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
日本管財株式会社	3,000百万円	100.0%	建物総合管理
株式会社スリーエス	50百万円	90.0%	保安警備
株式会社日本管財環境サービス	300百万円	100.0%	環境施設管理
東京キャピタルマネジメント株式会社	100百万円	100.0%	不動産ファンドマネジメント
N S コーポレーション株式会社	50百万円	90.0%	イベントの企画・運営、印刷、デザイン、製本、不動産の販売及び売買仲介業務
株式会社日本環境ソリューション	10百万円	100.0% (100.0%)	地下水ろ過システム等の環境エンジニアリングサービス
日本住宅管理株式会社	50百万円	100.0%	マンション管理
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	30百万円	100.0% (100.0%)	人材派遣
株式会社沖縄日本管財	50百万円	100.0%	建物総合管理
日本管財住宅管理株式会社	50百万円	100.0%	マンション管理
株式会社ネオトラスト	10百万円	100.0%	給与計算業務アウトソーシング及びコンサルティング
NIPPON KANZAI USA, Inc.	450千米ドル	100.0%	企業買収及び米国における情報収集
Nippon Kanzai Deutschland GmbH	25千ユーロ	100.0%	不動産関連サービスの提供及び関係会社への出資等
Hawaiiiana Holdings Incorporated	3,660千米ドル	100.0% (100.0%)	マンション管理、高級住宅群管理
Keystone Pacific Property Management, LLC	—	50.0% (50.0%)	高級住宅群管理

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

2. Keystone Pacific Property Management, LLC につきましては、これまで持分法適用非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

3. Keystone Pacific Property Management, LLC は、米国法上のLimited Liability Companyであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金の記載をしておりません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 (本店)	25,559百万円	60,521百万円

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 業 務
建物管理運営事業	複合用途ビル、シティホテル等の清掃管理業務、設備保守管理業務、昼夜間の常駐保安警備業務、各種センサーと電話回線を使用し異常発生時に緊急対応する機械警備業務、契約先のニーズによる受付・オペレータ業務、工事関連業務等
住宅管理運営事業	分譲マンション等の運営管理業務、管理員業務、清掃業務、設備保守管理業務、設備監視・機械警備業務及び事務管理業務、並びに公営住宅の入居者管理業務、維持管理・保全業務
環境施設管理事業	上下水道関連施設、ゴミ処理施設等の生活環境全般にかかる公共施設における諸設備運転管理業務及び水質管理業務
不動産ファンドマネジメント事業	不動産ファンドの運営・アレンジメント、匿名組合への出資、投資コンサルティング、資産管理
その他の事業	イベントの企画・運営、印刷、デザイン、製本、不動産の販売及び売買仲介業務、給与計算アウトソーシング及びコンサルティング業務等

8. 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

日本管財ホールディングス株式会社	本店（兵庫）、本社（東京）
日本管財株式会社	本店（兵庫）、本社（東京）、本社第1・本社第2・本社第3本部（東京）、中部本部（愛知）、本店第1本部（兵庫）、本店第2・本店第3本部（大阪）、本店第4本部（兵庫）、九州本部（福岡）、北海道支店（北海道）、東北支店（宮城）、神奈川支店（神奈川）、埼玉支店（埼玉）、岡崎支店（愛知）、京都支店（京都）
株式会社スリーエス	本店（兵庫）、本社（東京）、東京第一・第二事業本部（東京）、中部事業本部（愛知）、近畿事業本部（大阪）、九州事業本部（福岡）、東北事業部（宮城）
株式会社日本管財環境サービス	本社（大阪）、東京支店（東京）、大阪支店（大阪）、中国支店（山口）、九州支店（福岡）
東京キャピタルマネジメント株式会社	本社（東京）、大阪支店（大阪）、名古屋支店（愛知）、北海道事務所（北海道）、九州事務所（福岡）
N S コーポレーション株式会社	本社（東京）
株式会社日本環境ソリューション	本社（東京）
日本住宅管理株式会社	本社（大阪）、関東支店（東京）、京阪奈支店（大阪）、神戸支店（兵庫）、岡山支店（岡山）
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	本社（大阪）、東京支店（東京）
株式会社沖縄日本管財	本社（沖縄）
日本管財住宅管理株式会社	本社（大阪）、北海道支店（北海道）、関東支店（東京）、中部支店（愛知）、近畿支店（大阪）、神戸支店（兵庫）、九州支店（福岡）
株式会社ネオトラスト	本社（東京）
NIPPON KANZAI USA, Inc.	本社（アメリカ合衆国・デラウェア州）
Nippon Kanzai Deutschland GmbH	本社（ドイツ・フランクフルト市）
Hawaiiana Holdings Incorporated	本社（アメリカ合衆国・ハワイ州）
Keystone Pacific Property Management, LLC	本社（アメリカ合衆国・カリフォルニア州）

9. 企業集団の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
11,516名	640名増

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（年間平均人員3,736名）は含んでおりません。

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入金	借入残高
株式会社あおぞら銀行	4,085百万円

(注) 株式会社あおぞら銀行からの借入はノンリコースローンによるものであります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である東京キャピタルマネジメント株式会社（以下「TCM」という。）は、大阪府より、株式会社さきしまコスモタワーホテル開発及びその代表者並びに株式会社さきしまコスモタワーホテル（以下「ホテル開発等」という。）と共に、TCMがマスターリース事業者として関与していた賃貸借物件の明渡し等を求める訴訟を提起されておりました。同訴訟について、大阪高等裁判所は2024年6月5日に、TCM及びホテル開発等に対し、賃貸借物件の明渡し及び賃料相当損害金等として801百万円と明渡しまでの1か月あたり25百万円の金員の連帯支払等を命じる旨の判決を言い渡しました。この判決を受けまして、TCMは賃料相当損害金等1,405百万円を当連結会計年度において訴訟関連損失として計上しております。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 160,000,000株
2. 発行済株式の総数 36,321,116株（自己株式4,859,190株を除く。）
3. 株主数 73,545名（前期末比4,834名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本サービスマスター有限会社	12,552,162	34.56
福田 慎太郎	2,068,102	5.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,809,800	4.98
光通信株式会社	1,121,700	3.09
福田 武	950,408	2.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	780,800	2.15
日本管財ホールディングス社員持株会	746,785	2.06
明治安田生命保険相互会社	556,200	1.53
日本管財ホールディングス取引先持株会	514,467	1.42
SMBC日興証券株式会社	372,500	1.03

（注）持株比率は自己株式（4,859,190株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 武	日本管財(株)取締役相談役 (株)スリーエス取締役相談役
代表取締役社長	福 田 慎 太 郎	日本管財(株)代表取締役社長 日本サービスマスター(有)取締役
専 務 取 締 役	安 田 守	経営管理担当 日本管財住宅管理(株)代表取締役社長 日本住宅管理(株)代表取締役社長 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長 Nippon Kanzai Deutschland GmbH代表取締役社長
専 務 取 締 役	徳 山 良 一	グループ企業・リスク管理担当 日本管財(株)取締役 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長
専 務 取 締 役	高 橋 邦 夫	DX化推進担当 日本管財(株)専務取締役事業統轄担当 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長
常 務 取 締 役	栗 原 達 司	経営企画担当
常 務 取 締 役	原 田 康 弘	経営管理担当 日本管財(株)取締役管理部門担当
常 務 取 締 役	若 松 雅 弘	成長戦略・マーケティング担当 NSコーポレーション(株)代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	乾 新 悟	乾光海運(株)代表取締役 乾汽船(株)顧問 (株)PALTAC社外取締役
取締役 (監査等委員)	山 下 義 郎	(株)カシワグループ代表取締役 (株)カシワテック代表取締役社長 (株)シーメイト取締役会長 尾道造船(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	小 菅 康 太	(株)コスガの家具代表取締役
取締役 (監査等委員)	岡 田 貴 子	岡田貴子公認会計士・税理士事務所代表 イチカワ(株)社外監査役 RUN.EDGE(株)社外監査役 (株)すかいらーくホールディングス社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）岡田貴子氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置のうえ専任スタッフを常駐させ、社内会議への出席等を通じて情報を収集し監査等委員会と共有しております。また、内部監査室や内部統制・グループリスクマネジメント室等との連携を緊密にし、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 2024年6月20日開催の第1期定時株主総会において、栗原達司氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2024年6月20日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、降矢直樹氏は取締役に退任いたしました。
7. 2025年4月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
専務取締役	高 橋 邦 夫	専務取締役 DX化推進担当
常務取締役 財務担当	原 田 康 弘	常務取締役 経営管理担当

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（監査等委員）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。

D&O保険の被保険者は、当社の取締役、並びに子会社（日本管財㈱、㈱スリーエス、㈱日本管財環境サービス、東京キャピタルマネジメント㈱、NSコーポレーション㈱、㈱日本環境ソリューション、日本住宅管理㈱、㈱エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス、日本管財住宅管理㈱、㈱沖縄日本管財、㈱ネオトラスト、NIPPON KANZAI USA, Inc.及びNippon Kanazi Deutschland GmbHの各社）の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	576 (一)	576 (一)	— (一)	— (一)	9 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30 (30)	30 (30)	— (一)	— (一)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	606 (30)	606 (30)	— (一)	— (一)	13 (4)

- (注) 1. 2024年6月20日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を「年間1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）」、監査等委員の報酬額の総額を「年間100百万円以内」と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は8名（うち、社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役4名）であります。
2. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、2023年4月3日開催の取締役会にて、その概要として「継続した収益の安定と事業の成長を図るため固定報酬を基本とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、個人別の報酬は各取締役が企業価値向上にいかに関与したかを念頭に、業績結果、役位、在任年数、各取締役が担う役割・責務、将来的な業績見通し等を総合的に勘案し決定する」旨の方針を決議しております。
3. 当連結会計年度の個人別の報酬については、2024年6月20日開催の取締役会にて、代表取締役社長である福田慎太郎に具体的な内容の決定を委任することを決議いたしました。これは、当社グループ全体の業績を俯瞰し各取締役が担う役割及び責務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したことによるものです。
4. 当社は、代表取締役社長により上記のとおり委任された権限が適切に行使されるべく、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で報酬等の決定に関する基本方針に基づき作成した案を、社外取締役で構成される監査等委員会にて審議し、代表取締役社長はその意見を尊重のうえ決定することとしております。そのため、取締役会は、かかる手続きを経て決定された当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）乾新悟氏の兼職先である乾光海運(株)、乾汽船(株)及び(株)PALTACとは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山下義郎氏の兼職先である(株)カシワグループ、(株)カシワテック、(株)シーメイト及び尾道造船(株)とは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）小菅康太氏の兼職先である(株)コスガの家具とは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）岡田貴子氏の兼職先である岡田貴子公認会計士・税理士事務所、イチカワ(株)、RUN.EDGE(株)及び(株)すかいらーくホールディングスとは、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	乾 新 悟	16／17	16／17
	山 下 義 郎	16／17	16／17
	小 菅 康 太	16／17	16／17
	岡 田 貴 子	17／17	17／17

- ・取締役会及び監査等委員会での発言状況等

社外取締役（監査等委員）乾新悟、山下義郎及び小菅康太の各氏は企業経営者として、社外取締役（監査等委員）岡田貴子氏は公認会計士及び税理士として、それぞれその豊富な知識、経験及び専門性を活かし、主に法令遵守の見地から、取締役会において質問及び意見を述べております。また、各社外取締役（監査等委員）は、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行を監査するという期待される役割に関して、監査等委員会において、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備及び運用状況、重要書類の監査等について意見交換及び審議を行っております。

その他、日頃から、法令遵守の徹底等についての注意喚起も行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

2. 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

74 百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80 百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、再任もしくは不再任につきましては、会計監査人の継続年数等を勘案し、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として「グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス基本規程」を定めております。
当社は、経営管理担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を法務室に置き、当社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
また、子会社は個別にコンプライアンス体制を整備・維持し、当社はその助言・指導を行います。
- ② 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社または子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会または子会社の監査役に報告するものとしします。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ公益通報システムを整備し「公益通報規程」に基づきその運用を行うこととします。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び子会社に対し「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を社長及び監査等委員会に報告しております。
- ⑤ 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。

また、情報の管理については「情報システム管理規程」「個人情報保護基本マニュアル」に基づき適切に対応します。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は「リスクマネジメント委員会」にて、子会社はその管理部門にて、それぞれ自社のリスク管理の推進者を選任し、自社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えております。
リスクマネジメント委員会は当社グループより活動内容及び重要なリスク等について報告を受け、適宜経営会議等に報告する仕組みがあります。また、当社は子会社のリスク管理体制について、指導・助言を行います。
- ② 当社グループを対象とする「危機管理規程」「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社において重大な不測の事態が発生した場合には、必要に応じ、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

-
- ③ 当社グループの重要な投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設け、当社グループの投資案件に関するリスク管理体制を強化します。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については役付取締役によって構成される経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしします。
- ② 業務の運営については、年度毎に当社グループ全体の経営計画を策定し、これを当社及び子会社各部門の業務目標に落とし込み、各社の経営会議及びグループ報告会にて業績管理を行います。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため「グループ企業倫理行動指針」をグループ会社全てに適用します。
当社は、担当役員及び担当部署を置き「関係会社管理規程」に従い、グループ報告会での報告により当社への報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとしします。
取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとしします。
- ② 子会社の取締役及び使用人は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室及びコンプライアンス委員会に報告するものとしします。内部監査室またはコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることもできるものとしします。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会事務局所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしします。

7. 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社または子会社の取締役、使用人等に対して当社または子会社の事業、業務または財産に関する事項の報告を求めることができることとします。
- ② 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。
- ③ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力します。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告を行った当社または子会社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (i) 「グループ企業倫理行動指針」や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。
 - (ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。

(iii) 外部専門機関との連携状況

当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。

(iv) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報を総務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の職務及び業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 定例のコンプライアンス委員会を年2回開催し、適宜、臨時のコンプライアンス委員会を開催することで、コンプライアンス施策の検討やその実施状況のモニタリング、違反事例の有無の確認や発生防止策の策定等について議論いたしました。
- ② 取締役・執行役員を含む部門長及びグループ会社のコンプライアンス担当役員に対して、年1回コンプライアンス推進責任者研修会を開催するとともに、グループ会社の担当者を含めた管理職に対して、年1回コンプライアンス管理職研修会を開催することで、法令遵守に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ③ 「日本管財グループ コンプライアンスハンドブック」を作成・展開しており、従業員が日常業務においてさまざまなコンプライアンス上の問題に直面した際に、法的及び倫理的な側面から判断の手助けとなる仕組みを整備しています。
- ④ 投資委員会を適宜開催し、重要な投資案件の運営上のリスク等の事前検討や、投資案件の事後のモニタリングを実施いたしました。
- ⑤ 当期は臨時を含め、取締役会を17回開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ⑥ グループ報告会を年4回開催し、子会社経営の管理及びモニタリングを行いました。
- ⑦ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報システムへの通報件数及びその概要並びに調査結果を定期的に監査等委員会に報告しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	64,916
現金及び預金	33,395
受取手形、売掛金及び契約資産	19,869
事業目的匿名組合出資金	144
販売用不動産	5,805
貯蔵品	340
未収還付法人税等	83
その他	5,301
貸倒引当金	△23
固定資産	35,887
有形固定資産	7,899
建物及び構築物	3,868
機械装置及び運搬具	44
工具・器具・備品	829
土地	1,211
リース資産	1,935
建設仮勘定	9
無形固定資産	9,306
ソフトウェア	240
のれん	5,885
商標権	339
顧客関連資産	2,521
ソフトウェア仮勘定	255
その他	65
投資その他の資産	18,681
投資有価証券	11,951
長期貸付金	965
繰延税金資産	394
長期前払費用	15
退職給付に係る資産	942
敷金及び保証金	3,887
各種会員権	328
その他	411
貸倒引当金	△213
資産合計	100,803

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	20,036
支払手形及び買掛金	7,924
1年内返済予定の長期ノンリコースローン	21
リース債務	408
未払費用	2,563
未払法人税等	2,537
未払消費税等	1,284
契約負債	1,691
預り金	353
賞与引当金	973
資産除去債務	2
その他	2,275
固定負債	10,728
長期ノンリコースローン	4,064
リース債務	1,617
繰延税金負債	652
役員退職慰労引当金	10
退職給付に係る負債	177
預り保証金	2,600
資産除去債務	486
持分法適用に伴う負債	69
その他	1,049
負債合計	30,765
純資産の部	
株主資本	65,644
資本金	3,000
資本剰余金	9,482
利益剰余金	66,219
自己株式	△13,057
その他の包括利益累計額	1,041
その他有価証券評価差額金	1,215
為替換算調整勘定	49
退職給付に係る調整累計額	△223
非支配株主持分	3,352
純資産合計	70,038
負債純資産合計	100,803

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		139,868
売 上 原 価		100,278
売 上 総 利 益		39,589
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,911
営 業 利 益		8,678
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	82	
受 取 配 当 金	170	
受 取 賃 貸 料	60	
受 取 手 数 料	1,044	
保 険 配 当 金	37	
為 替 差 益	19	
そ の 他	175	1,589
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
賃 貸 資 産 関 連 費 用	45	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	955	
固 定 資 産 除 却 損	21	
会 員 権 評 価 損	4	
そ の 他	93	1,173
経 常 利 益		9,094
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,945	1,945
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 損 失	1,405	1,405
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,634
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,248	
法 人 税 等 調 整 額	37	3,286
当 期 純 利 益		6,348
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		519
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,829

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,000	11,339	62,382	△10,328	66,393
当期変動額					
剰余金の配当（前期末）			△1,009		△1,009
剰余金の配当（中間）			△996		△996
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,829		5,829
自己株式の取得				△2,728	△2,728
連結範囲の変動		△1,126	13		△1,113
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					
連結子会社の増資による 持分の増減		△730			△730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,857	3,837	△2,728	△748
当期末残高	3,000	9,482	66,219	△13,057	65,644

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,511	△606	△166	1,738	1,020	69,152
当期変動額						
剰余金の配当（前期末）						△1,009
剰余金の配当（中間）						△996
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,829
自己株式の取得						△2,728
連結範囲の変動					1,246	132
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減		△1,293		△1,293		△1,293
連結子会社の増資による 持分の増減					730	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,296	1,949	△56	595	355	950
当期変動額合計	△1,296	655	△56	△697	2,331	885
当期末残高	1,215	49	△223	1,041	3,352	70,038

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	8,995
現金及び預金	4,838
売掛金	410
有価証券	673
短期貸付金	2,600
立替金	73
未収消費税等	3
その他	396
固定資産	51,525
有形固定資産	3,857
建物	2,377
構築物	82
工具・器具・備品	443
土地	954
無形固定資産	402
ソフトウェア	152
ソフトウェア仮勘定	250
投資その他の資産	47,265
投資有価証券	3,607
関係会社株式	43,226
敷金及び保証金	385
その他	45
資産合計	60,521

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	1,252
未払金	341
未払法人税等	778
未払費用	37
預り金	28
賞与引当金	36
その他	30
固定負債	5,361
長期借入金	5,000
繰延税金負債	283
資産除去債務	78
負債合計	6,613
純資産の部	
株主資本	53,046
資本金	3,000
資本剰余金	56,797
資本準備金	750
その他資本剰余金	56,047
利益剰余金	6,306
その他利益剰余金	6,306
繰越利益剰余金	6,306
自己株式	△13,057
評価・換算差額等	860
その他有価証券評価差額金	860
純資産合計	53,907
負債純資産合計	60,521

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		10,027
営 業 費 用		4,387
営 業 利 益		5,639
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
受 取 配 当 金	121	
保 険 配 当 金	26	
為 替 差 益	19	
そ の 他	80	300
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
そ の 他	9	77
経 常 利 益		5,862
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,945	1,945
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	1,187	1,187
税 引 前 当 期 純 利 益		6,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	801	
法 人 税 等 調 整 額	△6	795
当 期 純 利 益		5,825

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,000	750	56,047	56,797
当期変動額				
剰余金の配当（前期末）				
剰余金の配当（中間）				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	3,000	750	56,047	56,797

	株 主 資 本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,487	2,487	△10,328	51,955
当期変動額				
剰余金の配当（前期末）	△1,009	△1,009		△1,009
剰余金の配当（中間）	△996	△996		△996
当期純利益	5,825	5,825		5,825
自己株式の取得			△2,728	△2,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	3,819	3,819	△2,728	1,091
当期末残高	6,306	6,306	△13,057	53,046

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,084	2,084	54,040
当期変動額			
剰余金の配当（前期末）			△1,009
剰余金の配当（中間）			△996
当期純利益			5,825
自己株式の取得			△2,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,224	△1,224	△1,224
当期変動額合計	△1,224	△1,224	△132
当期末残高	860	860	53,907

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

日本管財ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 蘭 仁 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本管財ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本管財ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

日本管財ホールディングス株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内 園 仁 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本管財ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

日本管財ホールディングス株式会社

監査等委員会

監査等委員長

監査等委員

監査等委員

監査等委員

乾 新 悟 ㊦

山 下 義 郎 ㊦

小 菅 康 太 ㊦

岡 田 貴 子 ㊦

(注) 監査等委員 乾 新悟、山下 義郎、小菅 康太及び岡田 貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当政策を最重要課題のひとつとして位置付け、利益還元策として業績に応じた適正な成果配分を行うことを基本方針としており、あわせて今後の事業展開と経営体質の強化にも充分配慮しております。当期の期末配当につきましては、1株につき27円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金27円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、980,670,132円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月20日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任につきましては、監査等委員会において審議の結果、適任であると判断されました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふくだ たけし 福田 武 (1940年9月6日生)	1965年10月 日本管財(株)設立代表取締役社長就任 1972年8月 (株)日本管財サービス設立代表取締役社長就任 1978年12月 (株)スリーエス設立代表取締役社長就任 2002年4月 (株)エヌ・ケイ・エス代表取締役会長 2008年4月 日本管財(株)代表取締役会長 2023年4月 当社代表取締役会長（現任） 2024年5月 (株)スリーエス取締役相談役（現任） 2024年6月 日本管財(株)取締役相談役（現任）	950,408株
[選任の理由] これまで当社グループの経営全般に携わり、現在は代表取締役会長として強いリーダーシップで当社グループを牽引するとともに、業務執行の監督を担っております。業界事情並びに当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、判断力を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	ふく だ しん たらう 福 田 慎太郎 (1965年6月29日生)	1998年3月 日本管財(株)入社 情報統括責任者 1998年6月 同社取締役情報統括責任者 1999年6月 同社常務取締役企画担当 2001年6月 同社専務取締役総合企画室担当兼情報システム室担当兼営業企画部担当 2002年8月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ代表取締役社長 2005年6月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ取締役会長 2006年10月 日本サービスマスター(有)取締役(現任) 2008年4月 日本管財(株)代表取締役社長(現任) 2023年4月 当社代表取締役社長(現任)	2,068,102株
[選任の理由] これまで当社グループにおける業容拡大や経営改革を推進し、現在は代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引しております。業界事情及び当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、先見性を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			
3	やす だ まもる 安 田 守 (1955年6月18日生)	1981年4月 日本管財(株)入社 2004年6月 同社取締役総合企画室長 2007年2月 同社常務取締役営業統轄本部副本部長東日本担当 2011年6月 同社専務取締役総合企画担当 グループ企業経営効率化担当 2012年4月 同社専務取締役管理統轄本部長 2021年8月 同社専務取締役経営管理担当兼人事・秘書担当 兼総合企画担当兼海外事業推進担当 2021年10月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長(現任) 2022年5月 日本管財住宅管理(株)代表取締役社長 日本住宅管理(株)代表取締役社長 (株)エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス代表取締役社長 当社専務取締役経営管理担当(現任) 2023年4月 Nippon Kanzai Deutschland GmbH代表取締役社長(現任) 2023年8月	42,726株
[選任の理由] 当社グループにおいて営業部門や建物管理運営部門、管理部門等様々な部門における業務に携わり、豊富な知識と実務経験を有しております。現在は経営管理担当として幅広い立場で中長期的な経営戦略の実現に向け当社グループを横断的に管理・統括しております。当社グループ事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	とく やま よし かず 徳 山 良 一 (1956年12月3日生)	1979年 4 月 日本管財(株)入社 2010年 6 月 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長 2011年 6 月 日本管財(株)専務取締役営業部門担当 2017年 4 月 同社専務取締役技術統轄本部長 2022年 5 月 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長 (現任) 2023年 4 月 当社専務取締役成長戦略担当 2024年 4 月 当社専務取締役グループ企業・リスク管理担当 (現任) 2024年 6 月 日本管財(株)取締役 (現任)	9,900株
【選任の理由】 当社グループにおいて営業部門や企画部門、技術部門に携わり、幅広く豊富な実務経験を有しております。現在は当社のグループ企業管理及びリスク管理を統括しております。当社グループ事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			
5	くり はら たつ し 栗 原 達 司 (1961年6月5日生)	2008年 7 月 日本銀行新潟支店長 2010年 7 月 同行金融機構局審議役 2014年 6 月 同行検査室検査役検査室長 2016年 6 月 セコム(株)取締役総務本部長 2018年 6 月 同社取締役総務本部長兼人事本部長 2023年 6 月 同社取締役BPO/ICT担当、業務改革推進担当 2024年 1 月 当社入社 顧問 2024年 6 月 当社常務取締役経営企画担当 (現任)	2,100株
【選任の理由】 日本銀行における長年の勤務経験で培われた金融実務に関する豊富な経験と高い見識を有しています。現在は経営企画担当として海外の投融資案件等やIT戦略も含めた幅広い分野で当社の経営に係る企画を担当しております。当社グループ事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			
6	はら だ やす ひろ 原 田 康 弘 (1960年2月20日生)	1982年 6 月 日本管財(株)入社 2011年 6 月 同社取締役財務部長 2015年 4 月 同社取締役業績管理担当兼業績管理部長 兼管理統轄本部財務部長 2017年 6 月 同社常務取締役総合企画・グループ企業統括・ 単連業績管理担当兼管理統轄本部財務部長 2020年 7 月 同社常務取締役管理統轄本部長 2021年 4 月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長 2023年 4 月 当社常務取締役経営管理担当 2024年 6 月 日本管財(株)取締役管理部門担当 2025年 4 月 当社常務取締役財務担当 (現任) 2025年 4 月 日本管財(株)取締役 (現任)	31,846株
【選任の理由】 当社グループにおいて経理・財務部門に携わり豊富な実務経験を有しており、現在は当社の財務部門を担当しております。当社グループ事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	わか まつ まさ ひろ 若 松 雅 弘 (1961年5月11日生)	1985年 2 月 日本管財(株)入社 2014年 6 月 同社取締役業務統轄本部技術・購買担当 兼エンジニアリングマネジメント本部長 2018年 4 月 同社常務取締役営業統轄本部本部長代理 兼東日本・中部担当 2021年 6 月 NSコーポレーション(株)代表取締役社長（現任） 2022年 4 月 日本管財(株)常務取締役営業統轄本部長 2022年 6 月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長 (株)早良グリーンテラス代表取締役社長 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長 2023年 4 月 当社常務取締役マーケティング・営業戦略担当 2023年 6 月 日本管財(株)常務取締役営業統轄本部長 2024年 4 月 当社常務取締役成長戦略・マーケティング担当（現任）	8,064株
【選任の理由】 当社グループにおいて建物管理運営部門に携わり現場に精通した豊富な経験・知識を有しており、現在は広報・IR・マーケティングと技術企画を統括しております。当社グループ事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

- (注) 1. 取締役候補者 福田慎太郎氏は、日本サービスマスター(有)の取締役を兼務しており、当社と同社との間に損害保険料の支払や賃賃料及び出向料の受取等の取引関係があります。
2. 取締役候補者 若松雅弘氏は、NSコーポレーション(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に営業取引関係（経営指導料及び役務提供）があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の取引関係はありません。
4. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）の契約を締結しており、2025年7月更新の予定であります。本議案における候補者の各氏は全員再任の候補者であるため、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- (1)被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- (2)補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年3月31日現在の所有状況を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	いぬい しん ご 乾 新 悟 (1967年11月25日生)	1990年 4 月 大阪商船三井船舶(株)入社 1995年 2 月 ローレンツェン・ステモコ社（オスロ）入社 1996年 7 月 乾汽船(株)入社 2000年 6 月 同社取締役営業部長 2001年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 同社取締役会長 2014年10月 同社相談役 2016年10月 同社顧問（現任） 2017年 6 月 日本管財(株)取締役（社外）監査等委員 2020年 1 月 乾光海運(株)代表取締役（現任） 2022年 6 月 (株)PALTAC社外取締役（現任） 2023年 4 月 当社取締役（社外）監査等委員（現任）	0株
	[選任の理由] 当社の取締役（社外）監査等委員として2年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		
2	やま した よし ろう 山 下 義 郎 (1965年 4 月12日生)	1988年 4 月 東洋信託銀行(株)（現三菱UFJ信託銀行(株)）入社 2000年 8 月 (株)カシワテック取締役 2002年 8 月 同社代表取締役社長（現任） 2007年 6 月 日本管財(株)監査役 2013年 3 月 (株)シーメイト取締役会長（現任） 2015年 6 月 日本管財(株)取締役（社外）監査等委員 2018年 6 月 尾道造船(株)社外監査役（現任） 2022年 6 月 (株)カシワグループ代表取締役（現任） 2023年 4 月 当社取締役（社外）監査等委員（現任）	0株
	[選任の理由] 当社の取締役（社外）監査等委員として2年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	こすが こうた 小菅 康太 (1966年12月19日生)	1994年6月 ㈱コスガ入社 2004年6月 同社取締役 2006年6月 同社専務取締役 2008年11月 同社取締役辞任 2009年4月 ㈱コスガの家具設立 同社代表取締役（現任） 2011年6月 日本管財㈱監査役 2015年6月 日本管財㈱取締役（社外）監査等委員 2023年4月 当社取締役（社外）監査等委員（現任）	0株
	【選任の理由】 当社の取締役（社外）監査等委員として2年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		
4	おか だ たか こ 岡田 貴子 (1965年9月11日生)	1992年10月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入社 2004年9月 税理士法人トーマツ（現・デロイトトーマツ税理士法人）転籍 2012年10月 同社パートナー 2019年1月 岡田貴子公認会計士・税理士事務所開設代表（現任） 2019年6月 イチカワ㈱監査役（現任） 2020年3月 ケネディクス㈱監査役 ケネディクス不動産投資顧問㈱監査役 2021年6月 日本管財㈱取締役（社外）監査等委員 2023年1月 RUN.EDGE㈱監査役（現任） 2023年4月 当社取締役（社外）監査等委員（現任） 2025年3月 ㈱すかいらーくホールディングス社外取締役監査等委員（現任）	0株
	【選任の理由】 当社の取締役（社外）監査等委員として2年間の経験を有するとともに、公認会計士、税理士としての専門的知識及び豊富な経験を有しております。選任後もこれまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 乾 新悟、山下義郎、小菅康太、岡田貴子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 乾 新悟、山下義郎、小菅康太、岡田貴子の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）の契約を締結しており、2025年7月更新の予定であります。本議案における候補者の各氏は全員再任の候補者であるため、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- (2) 補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

5. 当社は、乾 新悟、山下義郎、小菅康太、岡田貴子の各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、これらの契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める金額の合計額であります。
6. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年3月31日現在の所有状況を記載しております。

【ご参考】取締役の専門性について（スキル・マトリックス）

取締役会は、会社の経営戦略に照らしてどのようなスキルを備えた者を取締役とするべきかの検討にあたり、現時点において会社の経営層が必要とするスキルを取締役（及び執行役員）で網羅的に有していることを重視しており、経験と専門知識を十分に有した者を任命することとしております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の専門性は以下のとおりであります。

		福田 武	福田 慎太郎	安田 守	徳山 良一	栗原 達司	原田 康弘	若松 雅弘	乾 新悟	山下 義郎	小菅 康太	岡田 貴子
属 性	社外取締役								●	●	●	●
	監査等委員								●	●	●	●
主 な 専 門 性	企業経営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	営業・マーケティング	●			●			●				
	人事・労務	●		●		●						
	財務・ファイナンス・M&A		●			●	●			●		●
	法務・コンプライアンス			●			●					
	IT・DX・イノベーション		●			●						
	ESG・サステナビリティ				●			●				
	グローバル		●	●					●	●	●	
	広報・IR						●	●				
	リスクマネジメント	●			●							

- (注) 1. 各候補者が保有する知見や経験を最大で4つまで記載しております。
2. 各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
3. 専門性については以下のとおり定義しております。

企業経営	他社や当社グループにおいて経営者としての経験あるいはそれに準じた経験があり、企業経営に関する専門知識と深い洞察力等を有している。
営業・マーケティング	開発営業部門、営業企画部門、マーケティング部門等における経験があり、これらの分野における深い知識と理解を有している。
人事・労務	人事部門において人事及び労務に関する業務経験を持ち、各分野における専門知識と洞察力を有している。
財務・ファイナンス・M&A	財務、経理、出資、投資等の業務経験を持ち、これらの分野における深い専門知識と理解を有している。
法務・コンプライアンス	法務部門において訴訟等の業務経験を持ち、リスクマネジメントやコンプライアンス等の観点から経営を考える能力を有している。
IT・DX・イノベーション	ITやDX戦略の企画立案や推進に関する経験を持ち、新しい時代をリードするための革新的な視点と行動力を有している。
ESG・サステナビリティ	持続可能な世界の実現に向けた知見を持ち、環境、社会、ガバナンスに関連する課題をビジネスの視点から考える能力を有している。
グローバル	海外赴任や海外子会社等での役員経験を持ち、あるいは国際情勢に精通しており、グローバルな視点から経営を考える能力を有している。
広報・IR	広報部門やIR部門での実務経験を持ち、企業の情報を適切に発信する能力や、投資家とのコミュニケーションに関する深い理解を有している。
リスクマネジメント	リスク管理の専門知識と経験を持ち、企業のリスクを適切に評価し、その対策を立てる能力を有している。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は以下のとおりです。

1. 現在の会計監査人は監査継続期間が相当長くなっているため、会計監査人を交代することで新たな視点でのより機動的な監査が期待できると判断いたしました。
2. 独立性、専門性、法令の遵守能力、監査体制、品質管理能力及び同監査法人が有する海外ネットワーク連携などを総合的に勘案し協議を行った結果、同監査法人は、当社の業務内容や事業規模に適した監査対応が可能であり、適任であると評価いたしました。

会計監査人候補者は次のとおりであります。(2025年3月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所所在地	東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階		
沿革	1971 年 9 月 太陽監査法人設立 2006 年 1 月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008 年 7 月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012 年 7 月 永昌監査法人と合併 2013 年10月 霞が関監査法人と合併 2014 年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018 年 7 月 優成監査法人と合併		
概要	資本金	530百万円	
	構成人員	代表社員・社員	95名
		特定社員	5名
		公認会計士	376名
		公認会計士試験合格者等	253名
		その他専門職	216名
		事務職員	101名
		顧問	1名
		契約社員	276名
		合計	1,323名

会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は2024年1月1日から3月31日の間、金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止命令を受けておりましたが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常の監査における品質等の影響は無いものと考えております。また、業務改善については、金融庁より一定の改善が図られていると認められ、同監査法人の金融庁に対する業務改善報告は2024年7月1日をもって終了しており、今後も定期的に改善の状況の報告を受けることをもって同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組を評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室
電話 (0798) 36-7200 (代)



最寄駅から当社へのアクセス経路及び所要時間

経路① JR西宮駅「南口」▶国道2号線▶当社（徒歩**10**分程度）

経路② 阪神西宮駅「市役所口」▶市役所前線▶国道2号線▶当社（徒歩**5**分程度）

経路③ 阪神西宮駅「えびす口」▶札場筋線（国道171号線）▶国道2号線▶当社（徒歩**8**分程度）

※ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

ご来場の株主様へのおみやげのご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。